

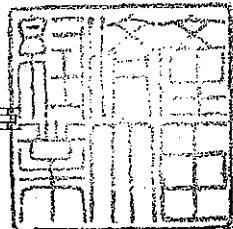
第31回原子力委員会
資料第1-1号

経済産業省

平成17・07・07 原第42号
平成18年7月25日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン代表取締役社長 櫻井 三紀夫から、平成17年7月7日付けSTO-Q05-011（平成18年6月6日付けSTO-Q06-004をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、同法第16条第3項において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別 紙

法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は以下のとおりである。

(1) 処理能力等の変更

第1加工棟において生産に供しなくなった設備を撤去し、第1加工棟及び第2加工棟の成形、被覆、組立施設の最大処理能力を変更する。

(2) 貯蔵能力等の変更

第1加工棟の設備の撤去等に伴い、一部の貯蔵設備の最大貯蔵能力を変更する。
また、主要な設備・機器に粉末貯蔵容器等を追加する。

(3) 廃棄設備の変更

第1加工棟の設備撤去後に、廃棄物貯蔵場の新設等を行い、保管廃棄能力を変更する。

(4) 加工の方法の変更

高速増殖炉用ブランケット燃料ペレット及び集合体を削除するとともに、乾燥工程、集合体組立工程及び集合体組立後のヘリウム漏えい試験工程を削除する。

(5) 消火設備であるスプリンクラーを一部撤去し、代替設備として粉末／ガス消火設備を導入する。

(6) 主要な核的制限値等の一部を変更する。

1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではあるが、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。